

2016年度（平成28年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2016年度（平成28年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2016年（平成28年）11月24日（木）13時30分～14時30分
福山市役所本庁舎3階 小会議室

3 出席者

委員	宮地委員長，大島委員，甲賀委員，山崎委員，山下委員（計5名）
関係部課長	（市長部局） 建設管理部長，建築部長，環境部長，契約課長，技術検査課長， 営繕課長，南部環境センター クリーンセンター担当課長
	（上下水道局） 上下水道局長（事取）経営管理部長，工務部長，施設部長，管財 契約課長，下水道建設課長，施設整備課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し，2016年（平成28年）4月から10月末までの契約状況について，契約課長から次の通り説明を行った。

「2016年（平成28年）4月から10月末までの福山市分の入札件数は431件で，落札率は87.50%，上下水道局分の入札件数は194件で，落札率は85.47%である。年度の途中ではあるが，概ね昨年度並みの数値で推移している状況であると受けとめている。」

続いて，2016年（平成28年）4月1日から2016年（平成28年）9月30日の間に開札を行った工事を対象に，担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① 福山市立今津小学校北棟校舎他耐震改修工事
- ② 福山城福寿会館本館南側檜皮葺屋根改修工事
- ③ ごみ固形燃料工場プラント設備改修工事
- ④ 円形管埋設工事（流関第28-22工区）
- ⑤ 中津原浄水場導水管布設工事

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、先ず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

抽出案件① 福山市立今津小学校北棟校舎他耐震改修工事	
Q 1	<p>落札率が 100.0%と高い。入札参加者 8 者のうち 7 者が失格になっている。高額な予定価格にもかかわらず、7 者も失格になる理由と、100%の落札率になる工事の特殊性があるのか伺いたい。</p> <p>条件付一般競争入札方式の発注工事一覧表を見ると、同様の学校校舎耐震化改修工事 16 件程では、ほとんどの案件で落札率が 87%から 88%であるのに、この案件だけ 100%になっている。それほど落札したい訳ではない事業者が、落札したのではないかというような結果となっている。</p>
A 1	<p>本市では、福山市立学校施設耐震化推進計画に基づき、児童が安心して安全に学べるとともに、災害発生時の地域住民の応急避難場所としての役割が果たせるよう、福山市立学校施設の耐震化を推進しており、この工事は、耐震性の低い今津小学校北棟校舎及び渡り廊下について、耐震改修を行う工事である。</p> <p>まず、ご質問の、この工事において 7 者が失格となった理由についてであるが、本市の建設工事の一般競争入札では、案件ごとに最低制限価格を設定し、入札を実施しているところであり、この工事においては、入札参加者 8 者のうち 7 者が高い受注意欲から、最低制限価格付近での価格で入札を行ったところ、電子計算機による調整値の影響などもあり、結果的に最低制限価格を下回り、失格になったものと考えている。</p> <p>またこの工事の特殊性についてであるが、同様の学校校舎耐震改修工事と比較しても、特殊性は無かったものと考えている。</p>
Q 2	<p>入札が適正に行われているのは理解できるが、結果として高い金額で入札した者が落札しているということは、実際のところは分からないが、受注意欲がそれほど高くなかったのではないかとも見え、疑問が残る。</p> <p>同様の案件で、汚水管布設工事（H28-4 工区）も他の汚水管布設工事に比べて高い落札率となっているが、こちらは同ジェリア（内海町地内）で一連の工事を工区分けしただけであり、おそらく入札参加者もほとんど同じであろうと思われる。</p> <p>（制度に対する）意見とまではならないが、こうした問題をどうしたらよいかという疑問は感じる。</p>

A 2	<p>本市では、一般競争入札において最低制限価格制度を導入しており、予定価格及び最低制限価格に関する算式を公表している。その中で、最終的な最低制限価格については、電子計算機による調整を 0%から 1%の範囲内で開札時に行っている。これは、いわゆる情報漏えいなどを防ぎ、公平・公正な入札制度を維持していくという趣旨で、従来から行っているものである。</p> <p>今回の福山市立今津小学校北棟校舎他耐震改修工事について、予定価格に近い金額で入札をした入札参加者は、受注意欲が低いのではないかとの指摘であるが、果たして本当にそうなのかは不明であり、本市としては、入札した 8 者全てが、工事を請け負う意思があつて入札したものと考えている。</p> <p>入札の公平性・透明性を維持していく上でも、最低制限価格制度を含めた現在の入札方式を続けていきたいと考えている。</p>
-----	--

抽出案件② 福山城福寿会館本館南側檜皮葺^{ひわだぶき}屋根改修工事

- Q 3 落札率が 99.1%と高く、入札参加者が 1 者のみである。入札参加者が少なかった要因は何か伺いたい。
- 改修工事で標準程度の金額であるにもかかわらず、入札参加者が 1 者のみになっているのはなぜか。
- A 3 この工事は、国の登録有形文化財である福山城福寿会館の本館について、経年劣化が著しく、雨漏りしているために檜皮葺^{ひわだぶき}の屋根を改修する工事である。
- 檜皮葺^{ひわだぶき}の屋根の葺き替えについては、材料であるヒノキの樹皮の入手や、屋根葺き工の手配など特殊な工事であり、その施工には専門的な知識と経験を有するものである。
- そのため、適切で良好な施工の確保と工事品質の向上を図ることを目的として、この工事の入札に当たっては、入札参加資格要件として、同種工事の工事成績の平均点が一定程度以上であることという、工事成績条件付一般競争入札で実施したところである。
- こうした状況の中で、入札参加者が絞られ、結果として入札参加者が 1 者のみとなったものと考えられる。
- Q 4 ただ今の説明では、入札参加資格要件に更に一定の条件を付したとのことであるが、それにより、入札に応じる事業者が減るということは当然予測できたと思われる。
- このことに対し、何か備えたり、対策を講じたりといったことはなかったのか、伺いたい。
- A 4 この工事は、入札公告で入札参加資格要件として、福山市（上下水道局を含む）が発注した建築一式工事のうち、最終契約金額が 500 万円以上のもので、平成 25 年度から平成 27 年度までに完成引渡が完了した工事の工事成績評定点の平均点が 77 点以上という条件を付し、工事成績条件付一般競争入札として入札を行った。これは、適切で良好な施工の確保及び工事品質の向上を目的として行ったものである。
- 今回、特殊な工事ということで工事成績条件付一般競争入札での発注に決めたわけであるが、工事成績評定点を含め、入札公告で定めた条件を満たす業者は、福山市内に 19 者はいると確認しており、競争性は確保されていたものと考えている。

Q 5	<p>ただ今のご説明では、十分競争が成立するであろうという見込みであったが、実際には1者しか応じなかったということによろしいか。</p>
A 5	<p>結果としてそう（応札が1者のみに）なったと受け止めている。</p>
Q 6	<p>やはり実績を有する事業者でないと入札参加が難しかったということでしょう。では、過去に福寿会館などでこのような発注をして、（入札が）何件くらいあったのか。</p>
A 6	<p>過去に同種の工事を発注した実績であるが、確認できているもので、2008年度（平成20年度）に福寿会館の中にある西茶室の門の屋根を改修する工事を行っている。また2010年度（平成22年度）には、西茶室の屋根を改修する工事を発注している。どちらも檜皮葺<small>ひわだぶき</small>の屋根である。</p> <p>2008年度に発注した際には応札が1者のみであり、2010年度の工事は7者応札があった。</p>

抽出案件③ ごみ固形燃料工場プラント設備改修工事

Q 7	<p>随意契約にする理由は理解できるが、特殊な設備であり、予定価格の妥当性がいかに担保されているか伺いたい。</p> <p>36番から42番（いずれも南部環境センター担当のプラント設備改修工事）まで同一の理由により随意契約している。中には、設備の設置、運営及び改修工事等同一の業者が行っていると予測されるものもあり、その工事内容とその金額に合理性があるか。</p>
A 7	<p>まず、ご質問の資料番号36番の工事（ごみ固形燃料工場プラント設備改修工事）の予定価格については、一般的な材料価格は、整備工事項目ごとに建設物価等の単価を採用しているが、メーカー独自の処理技術に係わる特殊品や特殊工事に使用する材料の多くは、他の一般的な工事では使用できない受注生産品であり、汎用標準価格がないことから、プラント施工業者から徴収した見積価格を参考に精査のうえ、単価を決定している。</p> <p>労務費は、国土交通省が公表している「公共工事設計労務単価」を参考にし、諸経費等についても、国の積算基準に基づき適正に経費を算出しているところである。</p> <p>こうして算出した材料価格、労務費及び諸経費等を基に、設計金額を積算し、予定価格を適切に設定している。</p> <p>また、当該工事以降の資料番号37番から42番の工事についても、同様に、材料価格についてはメーカー独自の処理方法に対応する特殊品の見積価格を精査し、労務費及び諸経費等についても、国が公表している基準で適正に算出しており、資料番号36番から42番の工事については、工事内容とその金額には合理性があるものと考えている。</p>
Q 8	<p>工事費の算出方法をご説明いただき、労務費などは国土交通省の基準や積算資料等を使用するとのことであったが、今回は機器費の占めるウェイトが高いと思われる。これは複数のメーカーから見積を徴収したのか。</p>
A 8	<p>今回の工事の内容は、既設設備の改修であり、劣化した一部分を交換するものであるため、設備の開発メーカー1者から見積を徴収し積算を行っている。</p>
Q 9	<p>掛け率などは所内で決定するのか。</p>
A 9	<p>見積価格を内規に基づき精査する中で積算価格としている。</p>

抽出案件④ 円形管理設工事（流^{りゅうかん}関第28-22工区）

Q10 落札率が86.4%とあまり高くないが、入札参加者66者のうち61者が失格になっている。工事が普通の円形管理設工事であるにもかかわらず、61者も失格となっている理由はなぜかを伺いたい。

一般競争入札の同様な工事で、入札参加者が相当多く失格者も多数発生している。入札参加者の9割が失格となっている案件が、上下水道局の管轄で12件もある。

A10 入札参加者66者のうち61者が失格になっている理由については、失格の61者が最低制限価格を下回ったことによるものである。

61者のうち2者については、予定価格の約36%の入札価格となっており、積算に誤りがあったと考えられる。

その他の59者については、最低制限価格をわずかに下回ったものである。

本市では現在、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、工種ごとに市が積算した工事費の内訳に、一定の割合を乗じた価格を最低制限の基準価格とする算定式を公表している。入札参加者が入札金額を算出する際には、公表している予定価格と併せて、高い精度で最低制限の基準価格に近い数字が算出できると考えられる。

入札の際、落札者を判断する最低制限価格は、基準価格をもとに0%から1%未満の許容範囲内において、任意に電子計算機が算出した額を言う。

今回の案件については、入札参加者の多くが、高い受注意欲から、最低制限価格付近での価格で入札を行ったところ、電子計算機による調整値の影響などにより、入札参加者のうち61者が結果的に最低制限価格を下回り、失格になったものと考えている。

また他の11件についても、入札参加者の多くが、高い受注意欲から、最低制限価格付近での価格で入札を行い、適正に開札した結果失格になったものと考えている。

抽出案件⑤ 中津原浄水場導水管布設工事	
Q11	<p>落札率が 99.6%と高い。入札参加者が 3 者と少なく、1 者が無効になり、高額な落札率になっている理由を伺いたい。</p> <p>無効になっている入札者は、同日開札の「中津原浄水場浄水管布設工事」の落札者となっているが、それとの兼ね合いについて伺いたい。中津原浄水場導水管布設工事も地域及び工事内容が同等な工事であるが、落札率が 13.8%も高いのはなぜか。</p>
A11	<p>この工事は、中津原浄水場における工業用水道用導水管について、耐震性に乏しく老朽化したヒューム管を、耐震性に優れた長寿命型水道用塗覆装鋼管に布設替えするための工事である。導水管とは、芦田川から取水した原水を浄水場へ送るための管である。</p> <p>この工事は、高い技術力を必要とする水道用塗覆装鋼管の溶接・塗装や、稼働中施設での布設替え工事であるため、入札参加資格として同種同規模程度の工事実績を求めて一般競争入札を実施した。</p> <p>この条件で入札参加資格を有する代表構成員（A群）となりうる事業者は、工事実績情報サービス（CORINS）で 11 者以上と事前に把握していたが、結果的に入札参加者が 3 者、うち 1 者が無効となり、落札率が 99.6%と高い落札率になることは、当初から予想してはいなかった。</p> <p>1 者が無効となった理由は、本市の建設工事における入札及び契約制度の中で、受注件数の制限として、「総合評価方式を除く、共同企業体による同種の工事について、同一年度における各構成員の受注件数は、1 業者 1 件までとする。」としているためである。</p> <p>なお、無効となった 1 者は、152 番の「中津原浄水場浄水管布設工事」の落札者となっているが、152 番の工事とは、工事内容が同等な工事であり、落札率に差がつくことは予想していなかった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

・ 指名除外措置運用状況

2016 年（平成 28 年）4 月 1 日から 2016 年（平成 28 年）9 月 30 日の間に指名除外措置をした 2 事案 10 者の状況について、契約課長が報告した。

(3) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について

2017年（平成29年）5月下旬の予定

- ・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について

2016年（平成28年）10月から2017年（平成29年）3月までを対象とし、山崎委員が担当する。